

(指導及び勧告)

第17条 知事は、施設管理者が第9条第1項若しくは第2項、第11条、第12条、第13条第1項（第20条第3項において準用する場合を含む。）又は第15条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該施設管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。

「施行規則」

(事務の委任)

第1条 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務のうち、横浜市及び川崎市の区域以外の区域における事務は、保健福祉事務所に委任する。

(2) 条例第17条の規定により、施設管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告すること。

【趣旨】

本条の規定は、施設管理者が、第9条第1項若しくは第2項<公共的施設における措置>、第11条<喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出の防止>、第12条<喫煙器具又は設備の設置の禁止>、第13条第1項（第20条第3項）<未成年者の立入りの制限>又は第15条第1項<表示>の規定に違反したと認められる場合の当該施設管理者に対する指導及び勧告の行政指導について、明文の根拠を与えることによって、その適切な発動を図ろうとするものである。

【解説】

本条の指導・勧告とは、

- ・ 行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第2条第6号において「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。」と、
- ・ 神奈川県行政手続条例（平成7年3月14日神奈川県条例第1号）第2条第1項第7号において「県の機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しないものをいう。」

と、それぞれ定義されている行政指導であるので、条例中に明文の根拠がなくても、これらを発動できないというものではない。

しかしながら、本条例では、次の理由により、本条に明文の規定を置くこととしたものである。

- ① 施設管理者に対して、受動喫煙を防止するための措置を講ずることを促すためには、直ちに罰則を適用（第23条第1項第2号）よりも、むしろ徹底した行政指導が望まれること。
- ② 施設管理者の任意の協力を得るためには、神奈川県行政手続条例第4章の規定の適用がある行政指導であることを明確にした上で、その適切な発動を図る必要があること。
- ③ 指導から勧告、勧告から公表（第18条）というステップを本条例に明確に位置付けることによって、各段階に応じた実効のある行政指導を発動することが可能となること。

かかる指導は期限を定めて行われ、当該期限までに指導内容が履行されない場合は、期限を定めて勧告を行う。

なお、指導・勧告は行政指導であるため、弁明の機会の付与など、神奈川県行政手続条例の不利益処分に関する規定は適用されない。